

妊娠出産後の女性社員の処遇例と考え方

退職を求められた

男女雇用機会均等法で禁じられている。行政や弁護士に相談を

契約社員として働くことになった

不利益な労働契約変更にあたる。「慣例だから」と言わ�て同意しても争う余地がある

育児のため業務負担軽減を求めたら、ほどほどの仕事の部署(閑職)に異動になった

負担軽減の度合いと、待遇や中長期のキャリア設計への影響について、会社にしっかり説明を求める

(注)中村弁護士の話を基に作成

オリックスの新規事業開発部で働く平川瑠子さん（31）は育児休業から復帰した昨年春、総合職から転勤のない地域総合職に転換した。この「キャリアセレクト制度」では、本人の希望で総合職から一般職などへの職種変更のほか、部課長職からの降格も認める。最大の特徴は本人が望めば元の職種や役職に、いつでも戻れる点だ。2011年10月の導入以来、グループ10社で男性を含む計76人が利用

「総合職として仕事がいを感じている。た育ても大切なことで、当勤の可能性をゼロにで制度の利用を決めた」

妊娠や出産を理由にした女性従業員の降格は、本人の意思に基づく合意があるか、業務上の特段の事情がある場合を除いて違法で無効だ。10月23日に最高裁が示した判断は、働き続ける女性への配慮を企業に強く求めるものとなつた。本人の意思をどのように取り、キャリアに反映させるか。働く側はどう対応していくべきか。独自制度を導入したオリックスの狙い、今後求められる視点について専門家に聞いた。

妊娠・出産理由の降格に違法判断

アを考えたい」と話す。合職に戻るかを含めてギヤリオリックスは女性登用やダイバーシティ（人材の多様性）施策で先行してきた。さらに新制度を追加した理由を、人事部の御正貴子課長代理は「決して多くはないが、子どもを持つ社員からの要望があつた。退社が最大の損

「復職後の納得」が必要

した。平川さんは一先のこと
はわからないが、1歳9ヶ月
の娘が小学校に上がる頃に総



オリックスの平川さん^甲は「キヤノンクト制度」を利用

オリックス 降格→復帰を保証

樂な仕事を推薦するわけではなく、新制度でこれまでに降格を申し出たのは男性を含む3人だが、元のボランティア復帰するまでの時間が空け、「同期に比べて昇格が遅れば」「より多様な働き方を認められる可能性がある点などは面談で明確に伝える」(御正課長代理)という。社員から見れば、より主体的なキャリアアドバイスを求められるが、主張されるが、主張される。注目を集め裁判は病院で働く広島市の女性が妊娠を機に負担が軽い部署への異動を希望したこと、副主任の肩書きを外されたことを不服として争わった。人事と育児を両立するうえで、同様の希望を出す女性も少なくない。オリックスの考え方は、企業と本人双方の「納得」を重視する取り組みとして他社にも参考になる部分がありそうだ。

法律家は判決をどう見るのか。企業の人事労務問題に詳しい国広総合法律事務所(東京・千代田)の中村克己弁護士は、「女性の社会進出」という

「働く側も意識を
妊娠出産に伴つて実質的な
退職勧奨や雇用契約変更、本
人が希望しない部署や役職の
変更を打診され、しぶしぶ同意
意するケースは依然少なくな
い。今後は「同意を裏付ける
合理的な理由が客観的に存在
するかどうかが問われる」
（中村弁護士）。例えば管理
職を外れることで子育てに余
裕を持つメリットと、今後
の昇進や待遇面でのデメリット
を適切に情報提供したうえ
での同意かどうか。働く側も
意識する必要がありそうだ。
不當な不利益変更があつて
はならないのは当然だが、男
女や子どもの有無を問わず介
護などの理由で働き方を変える
ざるを得ない人が増えるのは
必至。なぜその処遇なのか、
企業と社員が納得感を共有で
きる仕組みの模索は続く。